

# 子どもの人権連第37回総会・学習会

子どもは



ひとりの



人間だよ！



2022年9月9日（金） 15:00～15:45 総会  
15:45～17:00 学習会  
日本教育会館 9F 「平安」

## 活動報告

(2021年9月～2022年8月)

21年度の子どもの人権連総会(21年9月10日)では、千谷直史さん(NPO法人しあわせなみ)を招いて「性暴力と子ども」をテーマに学習会を開催し、子どもをとりまく「性」に関する状況や包括的性教育の重要性などについての認識を共有するとともに、「被害者・加害者・傍観者にさせないために」学校・地域でできることについて考えを深めることができました。

昨年度についても感染拡大を防ぐため、人権連の活動の制約を余儀なくされましたが、第23回「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業に16件の応募があり、新規4件を含む16件すべての事業に助成を行いました。各地の助成事業についての報告はいんふおめーしょんに掲載し活動内容を共有しました。また、いんふおめーしょんNo.164までをH.Pにアップし、子どもの権利に関する情報等を発信しました。

リーフレット「知っていますか?『子どもの権利条約』知っていますか?子どもたちの今」や子どもの権利条約紙ファイル、不織布バッグ等のグッズを子どもや教育に係るNPO・NGO等のイベントや教職員組合の学習会・フォーラム等で配布し、子どもの権利条約の普及活動に努めました。また、子ども食堂・フリースクール等で日々の活動に活用できるよう、希望するところに送付しました。

新型コロナウイルス感染症予防のため、対面・オンライン併用で開催された「子どもの権利条約フォーラム in 川崎」(21年11月)に参加し、子ども・若者に関する情報を共有するとともに人権諸団体や地域との連携強化に努めました。

また、国会で「こども家庭庁設置法案」「こども基本法案」の審議が行われていたことから、毎日メディアカフェ等と連携して「子どもシンポジウム」を開催(4月30日)し、子どもの意見表明の重要性を発信しました。「こども家庭庁設置法」「こども基本法」が成立(6月15日)、来年4月施行となりましたが、子どもの権利条約の具現化にむけ実効あるものにしていく必要があります。

8月22～23日、国連障害者権利委員会による「障害者権利条約第1回日本政府報告審査」が行われ、人権連からも事務局員を派遣し、当事者団体等と連携しながら審査の傍聴・ロビー活動等を行いました。学校現場では子どもの数が減少しているにもかかわらず、特別支援学校・特別支援学級が増加している現状があります。「合理的配慮」を実現し、すべての子どもが「共に学び・共に育つ」インクルーシブな学校・地域づくりをすすめていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、これまで困難を抱えていた子どもたちが、さらに厳しい状況に追いつめられてる状況もあります。子どもの最善の利益の保障にむけ、今後も人権連のとりくみをすすめていかなければなりません。

## 「活動方針（案）」

（2022年9月～）

### I. 経過と情勢

子どもの人権連は1986年の発足以降、子どもの権利条約の国連での採択、日本における条約批准、国内での法制度の改善・整備などを求めるとともに教育・福祉の場での子どもの権利確立に重点をおいてとりくんできました。また、国連・子どもの権利委員会の継続的傍聴活動、同委員会宛 NGO レポート作成、社会権規約委員会宛レポート作成など対国連活動も精力的に行ってきました。

2019年には、国連子どもの権利委員会から第4・5回統合日本政府報告書への総括所見（以下、「総括所見」）が示されています。権利委員会の勧告をふまえ、子どもの権利にかかわるNPO・市民団体や自治体、教育関係者等と広く連携し、「総括所見」のフォローアップに努めていくことが重要です。

ウクライナで軍事行動が開始され半年が経過しました。国連機関の発表（8月22日）によると、362人の子どもの命が奪われ、こうしている今も民間人の犠牲者は増え続けており、国外へ避難するため国境を越えた人は1000万人を突破しました。ウクライナ国内では、市民や市民の住宅、民間の施設への攻撃が続き、安全な輸送経路も確保されていないことから、何万人もの市民の命や生活が脅かされ、保護のリスクも高まっています。被害を受けている地域では、女性や子ども、障害者、高齢者、その他マイノリティの立場に置かれた人々が、移動手段、食料、水、薬、救急等、あらゆる必要なサービスの利用が困難な状況です。

国連子どもの権利委員会（以下、子ども権利委員会）は、3月4日に「ロシア連邦が、ウクライナに対する侵略および軍事行動を直ちに停止するとともに、子どもたちの権利を最大限にかつ何よりも優先して保護するために国連憲章を執行するよう国連事務総長が唱道したとおり、条約に基づく自国の義務を維持するよう」声明を発表しています。

ウクライナの状況に常に関心を寄せ、即時停戦を求めるとともに、平和な社会の構築にむけて関係団体と連携したとりくみをすすめる必要があります。

日本においても、子どもをとりまく状況は依然として厳しく、新型コロナウイルス感染症の縮小と拡大の波が続く中、経済格差や行動制限等が子どもたちの生活に少なからず影響を及ぼしています。

警察庁の統計（22年3月）では、21年度に警察が虐待の疑いで児童相談所に通告した子どもの数は10万8059人（前年より1068人増）で、うち「面前DV」は4万5972人（前年より899人増）となっています。厚労省は、「面前DV」の深刻度の高い事案を見極めるため、有識者による検討委員会を設置するとしています。改正児童虐待防止法（20年）を実効あるものとするためには、保育所・児童相談所等の人員増を含めた体制強化をはかり、子どもの権利擁護にむけた環境整備が不可欠です。

ヤングケアラーの問題がクローズアップされる中、厚労省調査（21年度、小学6年生、大学3年生対象）において、小学6年生で6.5%、大学3年生で6.2%がヤングケアラーであることが公表されました。「長時間のケアが欠席など学校生活に影響」「就職とケアの両立に悩みがある」等の課題も明らかになりました。今後も、子どもの意見が反映される調

査を継続実施し、必要な支援につなげる相談体制の充実、福祉施策の見直し等、子どもが「子ども時代」を享受できるような措置を求めていく必要があります。

6月15日、「子ども家庭庁設置法」と「子ども基本法」が成立し、来年4月に施行されます。「子ども家庭庁設置法」では、「(子どもの) 最善の利益を優先して考慮することを基本」とし「子どもの権利利益の擁護に関する事務を行う」機関として「子ども家庭庁」を設置するとしています。また、「子ども基本法」では、「日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり」「子ども施策を総合的に推進する」ことが明記されましたが、「子どもコミッショナー」等子どもの権利擁護に対する監視機関の設置が見送られたことや、「子ども庁」から「子ども家庭庁」に名称が変更されたことにより家庭への介入が懸念される等、課題が残されています。

各地域においては、これまでに61自治体が子どもの権利に関する条例を制定しています。また、子どもの相談・救済機関（公的第三者機関）を設置している自治体も43あります。（いずれも22年4月現在、「子どもの権利条約総合研究所」調べ）

今後、国においても「総括所見」や「一般的意見」を反映させ、「子ども家庭庁」が文科省等関係省庁との連携を強化し、子どもの権利保障をめざすとともに権利擁護のしくみを構築するよう求めていく必要があります。

6月8日、「改正児童福祉法」が成立（24年4月1日施行）しました。子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化や自立支援年齢の上限撤廃、子どもの意見聴取等のしくみの整備、一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入などが盛り込まれるとともに、「児童をわいせつ行為から守る環境整備」として、保育士の資格管理の厳格化、ベビーシッター等に対する事業停止命令等の情報の公表・共有を可能とするなどの改正が行われました。しかし、資格のない保育士等への対応など子どもの安心・安全をどう守るかが大きな課題です。また、今年4月から「教育職員等による児童生徒暴力等の防止に関する法律」が施行されていますが、子どもへの性暴力の事例は後を絶たない状況です。

学校における体罰についても、20年度処罰された件数は485件（文科省調査）となっています。文科省は「生徒指導提要」の改訂作業をすすめており、改訂案（8月）では子どもの権利条約の理念が盛り込まれました。また、約4割の家庭が、しつけのために子どもに体罰をすることを容認している（21年、セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン調査）現状の中、法制審議会は、懲戒権の削除を含む規定の見直しを盛り込んだ民法改正の要綱案（2月1日付）を取りまとめました。政府は22年秋以降の臨時国会において、民法改正法案の提出・成立をめざす方針を掲げています。子ども権利委員会から「あらゆる現場で実際に体罰を解消するための措置を強化すること」が勧告されていることをふまえ、改訂や改正がすすめられるとともに、人権意識の根づいた社会の実現を求めていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症が子ども・若者にまで広がる中、学校では消毒作業をはじめ感染予防対策をしながらの授業や行事を行っている状況です。黙ったままの給食や掃除を続けざるを得ない学校もあり、就学前や低学年では特に、感情や表情の豊かさを育むことに影響が出るのではないかとの声も聞かれます。全国学力・学習状況調査や体力・運動能力、運動習慣等調査も実施され、学校現場は、「これまでの学校のあり方」を問い直し、「これからの学校」を創造する余裕もない状況です。

また、小中学校における「1人1台端末」が急速にすすめられ、ICTを活用した学習が多くの学校で実施されています。しかし、保守・アクセス環境において自治体・家庭に格差があること、学習履歴・ビッグデータの取り扱いに関するガイドラインがないこと、高校生への端末配布など、課題は山積したままです。すべての子どもが学習から疎外されないようにする必要があります。また、教育産業の参入による教育の企業化・商業化により「学び」の質が変わることも懸念されます。学校では「教師不足」が深刻化しており、民主的な教育現場のしくみが成立していない状況の上に、人的支援の不足などから多忙に拍車がかかり、負担感や協力体制の構築の難しさ等の声があがっています。

子ども権利委員会の「すでに存在する不平等を悪化させ、または生徒・教員間の相互交流に置き換わることがないように」という警鐘をふまえ、教育の機会均等やインクルーシブ等の観点から、子ども自身の意見を聞きながら、すべての子どもの Well-Being につながる ICT の活用を考えていける環境整備が不可欠です。9月19日に開催されるユネスコの教育改革サミットの動向も注視し、教育のあり方を考えていく必要があります。

文科省調査（21年10月公表）によると、小中学校・高等学校におけるいじめの認知件数は約51万7000件で前年より減少しているものの、不登校を含む長期欠席者の数は約36万8000件で過去最多となっています。また、「パソコンや携帯電話等を使った誹謗・中傷」は1万8000件と年々増加し、学校で配布された学習用端末に悪口が書き込まれる被害に遭っていたとされる子どもが自死する事案が報道されました。

日本政府は、子ども権利委員会から再三にわたり、過度に競争的なシステムを含むストレスの多い学校環境から子どもを解放するための措置を強化するよう勧告されています。全国学力・学習状況調査が学校への点数・順位向上のプレッシャーとなり、教育課程を変更しての事前対策や独自テストなどの強化が行われている現状も変えていかなければなりません。

障害のある子どもをめぐっては、総務省からの勧告を受け、厚労省がすすめる早期発見、早期支援の名のもと「早期振り分け」が行われており、子どもの全体数が減少している中、特別支援学級や特別支援学校に在籍する子どもの数は毎年過去最高を更新しています。また、本人・保護者が地域の普通学級を希望しても、特別支援学級や特別支援学校をすすめる事例が後を絶ちません。また、高校においては定員内不合格の問題など課題は山積しています。さらに、文科省調査からは、外国につながる子どもが特別支援学級に在籍している実態も明らかになっており、どの子どもも共に学ぶ環境の整備が求められます。

医療的ケアに関しては、医療的ケア児への支援を学校設置者の責務とした「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が成立（21年6月）したものの、看護師等の中学校校区への配置など「保護者の付き添いがなくても支援を受けられるような措置」の実現には至っていません。

「総括所見」では、「統合された学級におけるインクルーシブ教育を発展させかつ実施する」ことなど、ともに学ぶ環境を整備することが強調されています。障害者権利条約第24条「教育」では「障害者が障害に基づいて一般的な教育制度から排除されないこと」や、「障害のある児童が障害に基づいて無償のかつ義務的な初等教育から又は中等教育から

排除されないこと」とされています。今後、国連障害者権利委員会から日本政府に出される勧告を注視するとともに、障害者権利条約や関連法の周知・理解をすすめ、だれも排除されない施策の充実や、地域で共に学ぶことを保障するインクルーシブ教育を推進することが急務です。

東日本大震災、東電福島第一原発事故から11年が経過しました。しかし、避難生活者は未だに35,110人（復興庁、4月）を数え、被災3県に居住していた7,504人（文科省21年5月）の子どもが依然として別の居住地で学校生活を送っています。各地で大規模災害が発生する中、私たちは、震災・原発事故を風化させることなく、子ども期の被災体験がその後に及ぼす影響を見守り続け、支援策を講じるとともに、震災後に生まれた子どもたちも含め防災・減災教育を継続する必要があります。

子どもの人権連は、今後も子どもの権利条約の広報活動ともに「総括所見」のフォローアップに努めていきます。また、子どもの最善の利益を保障できる学校・社会の実現をめざし、これまでの人権連が果たしてきた役割の総括やとりくみの見直しをすすめてつ、引き続き子どもの権利条約や社会権規約など人権諸条約の具現化にむけとりくんでいきます。

## II. 具体的なすすめかた

- (1) 「子どもの権利条約具体化のための実践」助成事業および講師派遣事業を継続します。また、東日本大震災子ども支援ネットワークの活動等子どもの権利条約の具現化に資する活動に協力します。
- (2) 子どもの人権課題や子どもの権利条約に関する学習会等を開催します。また、「子どもの権利条約フォーラム」「広げよう！子どもの権利条約キャンペーン」などに、他団体やNPO等と連携して参画します。
- (3) 市民と国会議員の会に参加し、「子ども基本法」「こども家庭庁設置法」に基づく施策の促進を含む子どもの権利条約の具体化をすすめます。
- (4) 障害者権利条約をはじめ国連の人権諸条約委員会による勧告のフォローアップに努めるとともに、特に子どもに関連するものについて情報発信、普及啓発をすすめるとともに、具現化にむけとりくみます。
- (5) 子どもの権利実現のための国際的なとりくみに参加します。
- (6) 個人通報制度にかかわる選択議定書など子どもの人権に関するキャンペーンにとりくみます。
- (7) 子どもの権利条約ファイルやバッグ、リーフレット、カードゲーム等を活用し、子どもの権利条約の普及推進と社会的対話を促します。
- (8) 各地域で子どもの権利に関する条例の制定・政策がすすめられるよう、関係団体や自治体等と連携をはかります。
- (9) 機関誌「いんふおめーしょん」の発行、ホームページの活用等をとおして、情報発信や子どもの権利条約の啓発・広報を充実させます。
- (10) 人権連の活動の基盤強化に努めます。